

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている4類型を対象とする。

類 型	主 な 特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li><li>・ 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。</li><li>・ 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li></ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 突発的に被害が生ずることも考えられるため、人口密集地域、橋りょう、トンネルなどに対する注意が必要。</li><li>・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等と考えられる。</li></ul>
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li><li>・ 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li></ul>
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li><li>・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも予想される。</li></ul>

※ 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定さ

れている事態を対象とする。

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力事業所等の破壊</li> <li>・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・ 危険物積載船への攻撃</li> <li>・ ダムの破壊</li> </ul>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・ モノレール等の爆破</li> </ul>
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・ 水源地に対する毒物等の混入</li> </ul>
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・ 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>